

事 務 連 絡
平成21年7月22日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第一・第二）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

国土交通省自動車交通局旅客課
新輸送サービス対策室長

「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」に係る
特例的な運送を行った運送者に対する措置について

標記については、「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」（平成21年7月22日付け国自旅第83号）により取り扱うこととされたところであるが、特例的な運送を行った運送者に対しては、道路運送法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条第1項に基づき、別紙の報告書により、その内容について運輸支局長等に速やかに報告させるものとし、その内容が適切でないものについては、運送者に対し是正を指導するものとする。また、報告書を受理した運輸支局長等は、運営協議会の主宰者に通知するものとする。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

(別紙)

平成 年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿

住 所

名 称

代表者名

印

予め定められた運送の区域に旅客の運送の帰属性が認められる運送について

標記について、「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」
(平成 年 月 日付け〇〇〇第 号)による運送を行ったので、道路運送法
第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1. 運送した年月日

平成 年 月 日

2. 登録されている運送の区域

〇〇市

3. 運送の発地及び着地

発地：〇〇市

着地：〇〇市

4. 当該運送を行った理由（特例的な運送をすることが必要となった理由を具体的に記入すること。）

(注) 運送した日から概ね7日以内に提出すること。